

# 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山高等専門学校  
平成29年7月4日制定  
平成30年6月26日改正

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構に推薦するものとする。

## 第1 家計について

給付奨学生の対象となる者は、生計を維持する者が以下の（1）、（2）のいずれかに該当する者、または社会的養護を必要とする者とする。（社会的養護を必要とする者は、（3）に該当すること。）

なお、選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

- (1) 市区町村民税所得割を課されていないこと（親権者等の奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- (2) 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) 18歳時点で以下の施設等に入所していること
  - ・ 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
  - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
  - ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
  - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
  - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
  - ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

## 第2 人物について

給付奨学生の対象となる者は、以下に該当する者とする。

- (1) 3年次に在籍し、4年次に進級する見込みがある者
- (2) 校則を遵守し、学生にふさわしい学校生活を送っており、希望する進路及び将来への展望がある者
- (3) 申請前6月以内に懲戒処分または重度の違反に対する指導処分を受けていない者
- (4) 留年していない者（ただし、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除く。）

## 第3 学力及び資質について

以下の（1）、（2）のいずれかに該当すること。（社会的養護を必要とする者は（3）に該当すること。）

- (1) 十分に満足できる高い学習成績を修めている者（以下のいずれかに該当すること。）
  - ア：1年次及び2年次の学年末学業成績における全履修教科の成績を平均した値が100点満点中85点以上である者
  - イ：1年次の学年末学業成績における全履修教科の平均した値が100点満点中80点以上であり、かつ、2年次の学年末学業成績における全履修教科の平均した値が100点満点中85点以上である者

- (2) 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、概ね満足できる学習成績を修めている者  
課外活動（クラブ活動を含む。）、学生会等、またはボランティア、地域活動等に積極的に参加するなど具体的に成果を収め、かつ、以下のいずれかに該当する者  
ア：1年次及び2年次の学年末学業成績における全履修教科の成績を平均した値が100点満点中75点以上である者  
イ：1年次の学年末学業成績における全履修教科の平均した値が100点満点中70点以上であり、かつ、2年次の学年末学業成績における全履修教科の平均した値が100点満点中75点以上である者
- (3) 社会的養護を必要とする者は、以下のいずれかに該当すること。  
ア：1年次及び2年次の学年末学業成績における全履修教科の成績を平均した値が100点満点中65点以上である者  
イ：4年次進級後の学修に対する意欲が認められる者

#### 第4 選考について

- (1) 推薦学生の選考にあたっては、学生委員会各キャンパス部会の選考を経て、学生委員会で審議した後、校長が推薦学生を決定する。
- (2) 推薦学生の選考にあたり、推薦順位を付す場合は、学力基準の高い者を優先するものとする。  
(1, 2年次の学年末学業成績の平均値が高点の者を優先する。)
- (3) この選考基準の運用について疑義が生じた場合は、学生委員会または同委員会各キャンパス部会において協議の上、解決するものとする。

#### 附 則

この選考基準は、平成29年7月1日から実施する。  
この選考基準は、平成30年6月1日から実施する。